

**令和9・10年度  
測量、建設コンサルタント業務等  
入札参加資格申請の手引き  
(個別編)**

令和8年10月1日版

この手引きのほか、以下の資料もご確認の上、「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」から申請を行ってください。

- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き - 受注者編（操作マニュアル編）」
- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）」
- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」
- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（技術者情報編）」

**島根県土木部土木総務課  
建設産業対策室**

【問合せ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部土木総務課 建設産業対策室  
TEL：0852-22-6429 FAX：0852-22-5782

【システム操作に関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通

TEL：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| はじめに .....                 | 1  |
| 1 入札参加資格申請の流れ.....         | 2  |
| 2 申請の期間.....               | 3  |
| 2-1 定期申請 .....             | 3  |
| 2-2 追加申請 .....             | 3  |
| 3 申請できる方の要件 .....          | 4  |
| 3-1 入札参加資格審査の申請 .....      | 4  |
| 3-2 競争入札に参加する者に必要な資格 ..... | 5  |
| 4 申請できる業務の種類.....          | 6  |
| 5 添付書類について .....           | 7  |
| 5-1 島根県への提出方法 .....        | 7  |
| 5-2 【県内】申請業者が必要となる書類 ..... | 8  |
| 5-3 【県外】申請業者が必要となる書類 ..... | 9  |
| 5-4 資格一覧表（抜粋） .....        | 9  |
| 6 申請後の変更について.....          | 12 |

## はじめに

令和9・10年度に島根県が発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、入札参加資格申請を行ってください。

この手引きは、島根県への申請に必要な資格、申請できる業務の種別、島根県の個別審査に必要な個別添付書類について記載しています。

この手引きのほか、以下の手引きもご確認の上、「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」から申請を行ってください。

### 【この手引きの他に確認する資料】

- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）」  
（以下、「手引き（共通編：業務）」という。）
- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）」  
（以下、「手引き（操作マニュアル編：業務）」という。）
- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（技術者情報編）」
- ・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」  
（以下、「手引き（技術者情報・個別情報編：業務）」という。）

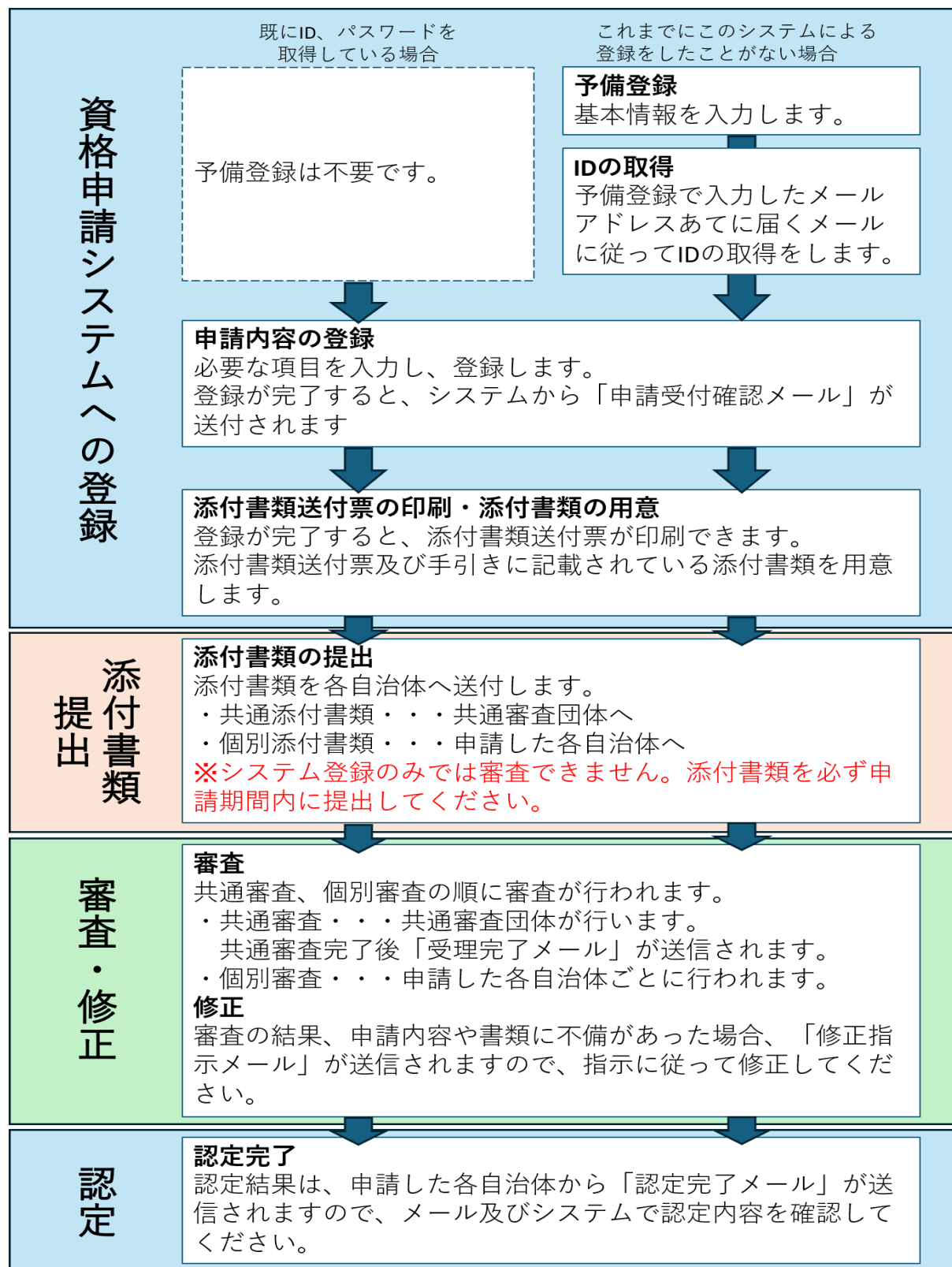
「島根県電子調達共同利用システム」を共同利用している県内市町と一斉に申請することができます。

県内市町へ申請する場合は、各市町が作成している手引きをご確認ください。

# 1 入札参加資格申請の流れ

島根県電子調達共同利用システムの資格申請システムにより申請を行います。

システム上の詳しい操作方法是、手引き（操作マニュアル編：業務）、手引き（個別情報編：工事）をご確認ください。



## 2 申請の期間

### 2-1 定期申請

| 申請期間                        |
|-----------------------------|
| 令和8年11月2日（月） ～ 令和9年1月18日（月） |

申請日（の基準日）は令和8年11月1日とします。

#### 【注意事項】

- ・定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時です。（土日・祝日・12月29日から1月3日はシステムが稼働しません。）
- ・申請期間内に資格申請システムによる本登録及び共通添付書類・個別添付書類の提出を完了してください。
- ・書類の提出方法は持参又は郵便もしくは信書便によることとし、持参の場合は開庁日の開庁時間に到着したもの、郵便又は信書便の場合は申請期間の最終日までの消印があるものを有効とします。

### 2-2 追加申請

上記定期申請経過後は、以下の期間に追加申請を受け付けます（業務の変更・追加などがあればこの期間に行うこととなります）。

|     | 受付開始日             | 受付〆切日             | 資格の有効期間（予定）               |
|-----|-------------------|-------------------|---------------------------|
| 第1回 | 令和9年<br>4月19日（月）  | 令和9年<br>4月27日（火）  | 令和9年6月1日<br>～令和11年3月31日   |
| 第2回 | 令和9年<br>8月2日（月）   | 令和9年<br>8月10日（火）  | 令和9年10月1日<br>～令和11年3月31日  |
| 第3回 | 令和10年<br>1月17日（月） | 令和10年<br>1月25日（火） | 令和10年4月1日<br>～令和11年3月31日  |
| 第4回 | 令和10年<br>7月31日（月） | 令和10年<br>8月10日（木） | 令和10年10月1日<br>～令和11年3月31日 |

※追加申請の詳細については、「手引き（追加申請編：業務）」にてご確認ください。

### 3 申請できる方の要件

#### 3-1 入札参加資格審査の申請

以下の者は、島根県測量、建設コンサルタント業務等の競争入札への参加資格を申請することができません。（測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年3月30日島根県告示第272号））

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（下記参照）に該当する者
- (2) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者、又はこれに準ずる者として、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの

#### 【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 3-2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することができません。

- (1) 測量業務を申請する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般業務を申請する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること
- (3) 島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の未納の徴収金がないこと
- (4) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと

申請資格に関する重要な事実について虚偽申請を行った者及び重要な事項について未記載があった者は、認定後であっても入札参加資格を取り消します。

また、申請時において島根県から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできませんが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

## 4 申請できる業務の種類

入札参加資格の認定は、下表の希望する業務ごとに行います。

希望業種の変更・追加は、定期的に行う追加申請時のみ可能です。希望業務に漏れがないようにご注意ください。

土木関係建設コンサルタント業務の「その他業務」を希望する場合は、「その他」欄にその内容を6項目以内で入力してください。

【希望することができる業務の種類一覧表】

| 希望する業務の種類                                           |           |            | 希望する業務の種類                                                               |               |
|-----------------------------------------------------|-----------|------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 測<br>量                                              | 測量一般      |            | 土<br>木<br>関<br>係<br>建<br>設<br>コ<br>ン<br>サ<br>ル<br>タ<br>ン<br>ト<br>業<br>務 | 河川、砂防及び海岸・海洋  |
|                                                     | 地図の調整     |            |                                                                         | 港湾及び空港        |
|                                                     | 航空測量      |            |                                                                         | 電力土木          |
| 建<br>築<br>コ<br>ン<br>サ<br>ル<br>タ<br>ン<br>ト<br>業<br>務 | 建築一般      |            |                                                                         | 道路            |
|                                                     | 専<br>門    | 意匠         |                                                                         | 鉄道            |
|                                                     |           | 構造         |                                                                         | 上水道及び工業用水道    |
|                                                     |           | 冷暖房        |                                                                         | 下水道           |
|                                                     |           | 衛生         |                                                                         | 農業土木          |
|                                                     |           | 電気         |                                                                         | 森林土木          |
|                                                     |           | 建築積算       |                                                                         | 水産土木          |
|                                                     |           | 機械設備積算     |                                                                         | 廃棄物           |
|                                                     |           | 電気設備積算     |                                                                         | 造園            |
|                                                     |           | 工事監理（建築）   |                                                                         | 都市計画及び地方計画    |
|                                                     |           | 工事監理（電気）   |                                                                         | 地質            |
|                                                     |           | 工事監理（機械）   |                                                                         | 土質及び基礎        |
|                                                     |           | 耐震診断       |                                                                         | 鋼構造及びコンクリート   |
|                                                     |           | 調査         |                                                                         | トンネル          |
|                                                     |           | 地区計画及び地域計画 |                                                                         | 施工計画、施工設備及び積算 |
| 地 質 調 査                                             |           |            |                                                                         | 建設環境          |
| 補<br>償<br>コ<br>ン<br>サ<br>ル<br>タ<br>ン<br>ト<br>業<br>務 | 土地調査      |            |                                                                         | 機械            |
|                                                     | 土地評価      |            |                                                                         | 電気電子          |
|                                                     | 物件        |            |                                                                         | その他（※）        |
|                                                     | 機械工作物     |            |                                                                         |               |
|                                                     | 営業補償・特殊補償 |            |                                                                         |               |
|                                                     | 事業損失      |            |                                                                         |               |
|                                                     | 補償関連      |            |                                                                         |               |
|                                                     | 総合補償      |            |                                                                         |               |

※「その他業務」は測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務のいずれにも該当しない以下のもの等が対象です。

- ・計量証明業務    ・電算関係業務    ・計算業務    ・工事資料等の整理    ・経済調査
- ・環境調査    ・交通量調査    ・水質大気等の分析、解析    ・遺跡調査    ・アスベスト調査

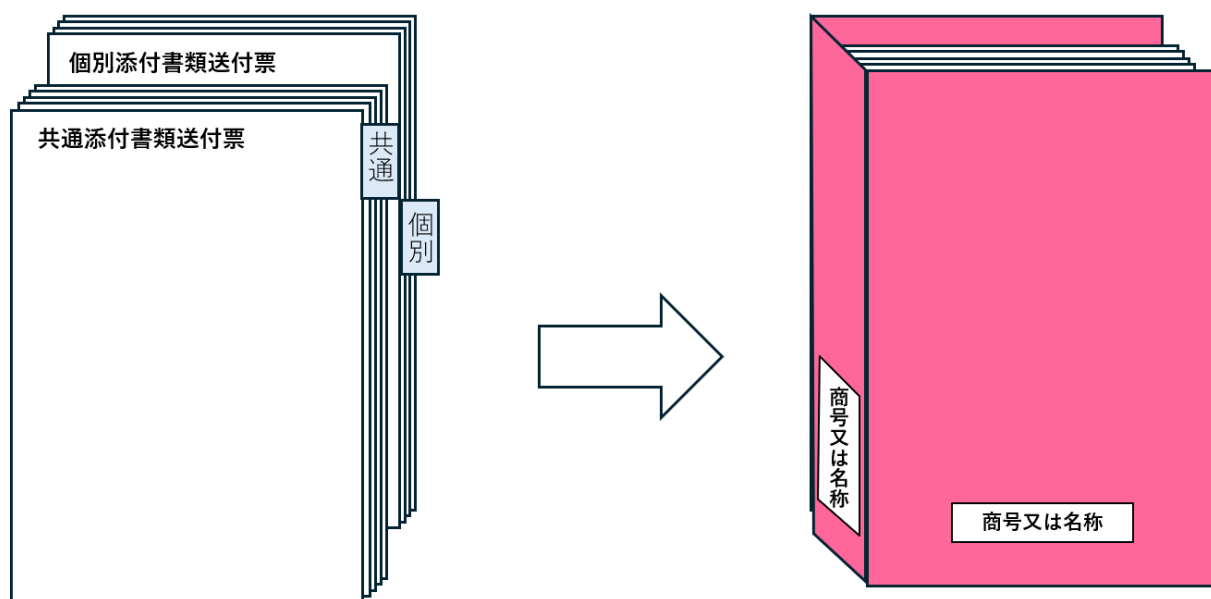
## 5 添付書類について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類があり、システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ、提出してください。

### 5-1 島根県への提出方法

島根県へ提出する添付書類は、共通添付書類、個別添付書類の順に並べ、書類送付票に「共通」「個別」のインデックスを貼って1冊のA4版ファイル（赤ピンク色）に綴じて提出してください。

ファイルの表、背表紙に商号又は名称を記載してください。



ファイルに綴って提出するのは、定期申請及び追加申請で島根県に新たに申請する場合のみです。変更申請及び追加申請の業種、営業所の追加の際はファイルに綴る必要はありません。

#### 【注意事項】

- ・書類の提出方法は持参又は郵便もしくは信書便によることとし、持参の場合は開庁日の開庁時間に到着したもの、郵便または信書便の場合のみ申請期間最終日での消印をとします。（消印（発送）日がなければ無効）
- ・持参の場合は申請期間の開庁時間内に到着したもののみ有効とします。

## 5-2 【県内】申請業者が必要となる書類

区分について

○：提出必須 △：該当する場合は提出

| 番号 | 区分 | 提出書類                                                                                         |                     | 備考                                                           |
|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1  | ○  | 個別添付書類送付票（島根県）                                                                               | システムから出力            |                                                              |
| 2  | ○  | 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの                                                                         | システムから出力            |                                                              |
| 3  | ○  | 島根県税の未納の徴収金がないことを証明する書類（島根県税納税証明書）<br><br>※しまね電子サービスで「納税情報提供同意書」を提出した場合は省略可能。その場合は申請画面の写しを提出 | 別紙参照                | 島根県税納税証明書による場合は全税目未納の徴収金がないことが証明され、申請日前3か月以内に発行されたもの         |
| 4  | ○  | 業態調書                                                                                         | 様式第3号               | ・関係する者がいない業者においても「該当なし」と記載して提出<br><br>・直接的かつ恒常的に雇用している技術者を記載 |
| 5  | ○  | 有資格技術者数等                                                                                     | 様式第1号3ページ目          |                                                              |
| 6  | ○  | 技術者の「直接的かつ恒常的な雇用関係」を証明する書類                                                                   | 写し                  |                                                              |
| 7  | ○  | 技術者の資格を証明する書類                                                                                | 写し                  |                                                              |
| 5  | △  | 補償コンサルタント業務に関する調書                                                                            | 様式第4号               | ・補償コンサルタント業務を希望する業者のみ                                        |
| 6  | △  | 建築コンサルタント業務に関する調書                                                                            | 様式第5号               | ・建築コンサルタント業務を希望する業者のみ                                        |
| 7  | △  | CPD 取得単位数確認書類                                                                                | 様式第6号または対象団体が発行したもの | ・提出書類の作成等においては、以下の要領を参照<br>◆様式第5号 記入要領<br>◆様式第6号等 提出要領       |

### 5-3 【県外】申請業者が必要となる書類

区分について

○：提出必須 △：該当する場合は提出

| 番号 | 区分 | 提出書類                                                                                         |            | 備考                                                           |
|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------|
| 1  | ○  | 個別添付書類送付票（島根県）                                                                               | システムから出力   |                                                              |
| 2  | ○  | 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの                                                                         | システムから出力   |                                                              |
| 3  | ○  | 島根県税の未納の徴収金がないことを証明する書類（島根県税納税証明書）<br><br>※しまね電子サービスで「納税情報提供同意書」を提出した場合は省略可能。その場合は申請画面の写しを提出 | 別紙参照       | 島根県税納税証明書による場合は全税目未納の徴収金がないことが証明され、申請日前3か月以内に発行されたもの         |
| 4  | ○  | 業態調書                                                                                         | 様式第3号      | ・関係する者がいない業者においても「該当なし」と記載して提出                               |
| 5  | △  | 有資格技術者数等                                                                                     | 様式第1号3ページ目 | ・準県内業者のみ<br>・直接的かつ恒常的に雇用している技術者を記載<br>・島根県内の事業所に勤務している技術者を記載 |
| 6  | △  | 技術者の「直接的かつ恒常的な雇用関係」を証明する書類                                                                   | 写し         |                                                              |
| 7  | △  | 技術者の資格を証明する書類                                                                                | 写し         |                                                              |
| 8  | △  | 補償コンサルタント業務に関する調書                                                                            | 様式第4号      | ・補償コンサルタント業務を希望する業者のみ                                        |

### 5-4 資格一覧表（抜粋）

| 技術者資格の種類         | 要件                                           |
|------------------|----------------------------------------------|
| 技術士              | 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験に合格し、同法による登録を受けている者 |
| RCCM             | （一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者     |
| 認定技術管理者（国土交通省認定） | 国土交通省が定める認定要件となる経験年数を有し、認定を受けた者              |
| 測量士（補）           | 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けている者                |
| 農業土木技術管理士        | （公社）土地改良測量設計技術協会が実施する農業土木技術管理士試験に合格し登録を受けた者  |
| 畑地かんがい技士         | （一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士                     |

| 技術者資格の種類                                                                   | 要 件                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林業技士(森林土木部門に限る)                                                            | 林業技士の登録(森林土木部門に限る)を受けた者であって森林土木部門の職務に12年以上従事した者                                                                                                                                                              |
| 水産工学技士                                                                     | (一社)大日本水産会を代表とする水産工学技士養成講習を受け修了認定を受けた者                                                                                                                                                                       |
| 技術士等と同等の能力を有する技術者                                                          | ①学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業後、建設、応用理学、農業、林業、水産及び水道部門に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者<br>②学校教育法に高校(土木又は農業土木等)を卒業後、建設、応用理学、農業、林業、水産及び水道部門に係る業務に関し22年以上の実務経験を有する者<br>③その他の者にあつては、建設、応用理学、農業、林業、水産及び水道部門に係る業務に関し25年以上の実務経験を有する者 |
| 下水道技術検定合格者(1種、2種)                                                          | 下水道の設計、工事の監督管理に必要な技術を有する者として、地方共同法人日本下水道事業団が実施する技術認定に合格した者(1級及び2級)                                                                                                                                           |
| 一級建築士・二級建築士                                                                | 建築士法(昭和25年法律第202号)による免許を受けている者                                                                                                                                                                               |
| 建築積算士                                                                      | 建築生産過程における工事費の算定並びにこれに付帯する業務に関し、高度な専門知識及び技術を有する者として(公社)日本建築積算協会から認定を受けた者                                                                                                                                     |
| 建築設備士                                                                      | 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第5項の規定に基づく建築設備に関する知識及び技能に係る資格を有する者                                                                                                                                                      |
| 地質調査技士                                                                     | (一社)全国地質調査業協会連合会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者                                                                                                                                                                      |
| 地すべり防止工事士                                                                  | (一社)斜面防災対策技術協会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者                                                                                                                                                                        |
| 一級(二級)土木施工管理技士(補)<br>一級(二級)電気工事施工管理技士<br>一級(二級)管工事施工管理技士<br>一級(二級)造園施工管理技士 | 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定に合格した者                                                                                                                                                                              |
| 環境計量士(濃度・騒音・振動)                                                            | 計量法(平成4年法律第51号)による登録を受けている者                                                                                                                                                                                  |
| コンクリート診断士                                                                  | (公社)日本コンクリート工学会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者                                                                                                                                                                       |
| 第1種電気主任技術者                                                                 | 電気事業法(昭和39年法律第170号)による免状の交付を受けている者                                                                                                                                                                           |

| 技術者資格の種類      | 要 件                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第1種伝送交換主任技術者  | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による資格者証の交付を受けている者                             |
| 線路主任技術者       | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による資格者証の交付を受けている者                             |
| 土地区画整理士       | 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による技術検定に合格した者                                |
| 不動産鑑定士（補）     | 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による登録を受けている者                          |
| 土地家屋調査士       | 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による登録を受けている者                                |
| 司法書士          | 司法書士法（昭和25年法律第197号）による登録を受けている者                                   |
| 補償業務管理士       | （一社）日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し、登録を受けている者                             |
| 土地改良補償業務管理者   | （公社）土地改良測量設計技術協会が認定した土地改良補償業務管理者                                  |
| 公共用地取得実務経験者   | 国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者（原則として技術系職員であった者は該当しません） |
| 環境計量士         | 計量法（平成4年法律第51号）による登録を受けている者                                       |
| 土木構造物診断士      | （一社）日本鋼構造協会が行う試験に合格し、認定を受けている者                                    |
| VEリーダー        | （公社）日本バリュー・エンジニアリングが行う認定試験に合格し、登録を受けている者                          |
| VEスペシャリスト     | （公社）日本バリュー・エンジニアリングが行う認定試験に合格し、登録を受けている者                          |
| 農業水利施設機能総合診断士 | （一社）農業土木事業協会が行う認定試験に合格し、登録を受けている者                                 |
| 土木学会認定技術者     | 土木学会が行う試験に合格し、認定を受けている者                                           |

## 6 申請後の変更について

入札参加資格者名簿登載後、登録事項に変更があった場合は、速やかに変更申請を行ってください。

変更申請が必要な事項、変更申請方法は、島根県ホームページにてご確認ください。  
(URL)